

中学校部活動を「地域クラブ活動」に移行します



村上市教育委員会

1 地域移行の方針と地域活動の目的

(1) 地域移行の方針

少子化に伴い、学校によって部活動の選択が限られているため、生徒の多様なニーズに応じた活動機会を確保し、教員の働き方改革を推進するために学校部活動を地域に移行する。

(2) 地域活動の目的

村上市民総がかりで、生徒の多様なニーズに合った活動を新しく創り出し、村上市民の生涯にわたるスポーツと社会教育の充実と推進を図る。



2 村上市の方針と動き

(1) 村上市立中学校の部活動について

- ① 次の指導要領改訂（令和9年度頃）で、学校教育の一環でなくなった場合、すべての中学校の部活動の募集を停止し、地域の活動に移行します。
- ② **移行期間を、令和5年度初から令和7年度末までの3年間**とします。
- ③ 種目（団体）は、令和4年度に各中学校にあるものを、単独や合同等、何らかの形での地域移行を目指します。
- ④ 各校各部活動の支援を目的とする保護者会等は解散することになります。



(2) 移行期の部活動について

- ① 運営主体となる、NPO法人（さんぽくスポーツ協会、愛ランドあさひ、ウェルネスむらかみ、希楽々、サンスマイルあらかわ、村上市教育委員会）のいずれかに登録した、「地域クラブ活動」団体と学校が連携した「**融合型部活動**」を新しく立ち上げます。
- ② スムーズな移行のために、**複数校による合同での活動を推進**します。
- ③ エリアごとに、学校、保護者、地域総がかりで部活動の種目を引き継ぐ「地域クラブ活動」団体を立ち上げて運営主体に登録します。登録することで、国や県、市からの助成を受け、会費を徴収できる団体となります。
- ④ 活動場所は、学校以外を原則とします。



- ⑤ 活動場所まで距離がある場合は、平日にクラブバスの運行を検討します。

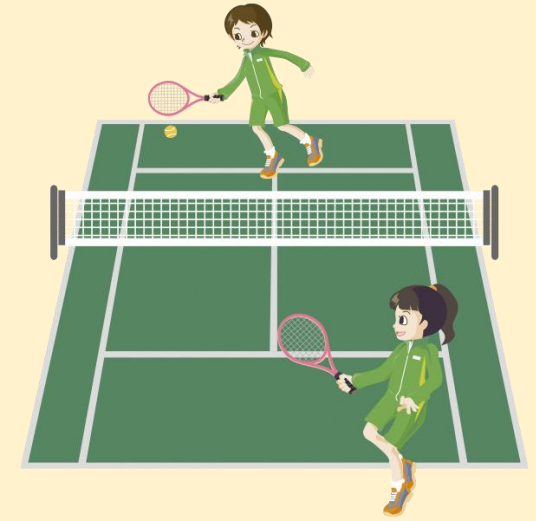
<例1>

村上第一中、村上東中、村上総合体育館等

<例2>

神林中、岩船中、パルパーク等

- ⑥ 移行期間中の休日は、校長が部活動でもあると認めた場合は登下校バス、大会への参加の際のバスは今まで通り。



(3) 文化部について

NPO法人等立ち上げの目途が立たないため、**当面の間、村上市教育委員会が運営主体となる直轄方式**をとります。

中学校毎に**P T A**が、「**地域クラブ活動**」としての「**文化クラブ(仮称)**」を立ち上げ、勤務時間内は、「**監視員**」を置いて活動します。

平日の勤務時間外は、「希望する教師」が兼職兼業指導者となって指導できる場合は、報酬をもらって指導します。そうでない場合は、「監視員」の監視下で、I C T機器を活用して遠隔地の指導者からオンラインで指導を受けます。

休日は、保護者送迎で、村上市文化会館大ホール等を活動場所にして、全中学校の合同部活動とします。

吹奏楽部以外は、将来的に社会教育の講座等の代替えを目指しますが、「監視員」の管理下で活動できるようにします。



(4) 令和5年度からの実際の活動について

登録された指導者がいて、「**地域クラブ活動**」**団体が登録**され、**活動が開始されれば休日のみ等の段階的な移行**に移ります。**平日と休日のすべてが移行した段階で完全地域移行**となります。

令和5年度は次のような活動が混在することになります。

ア 従来通りの学校部活動

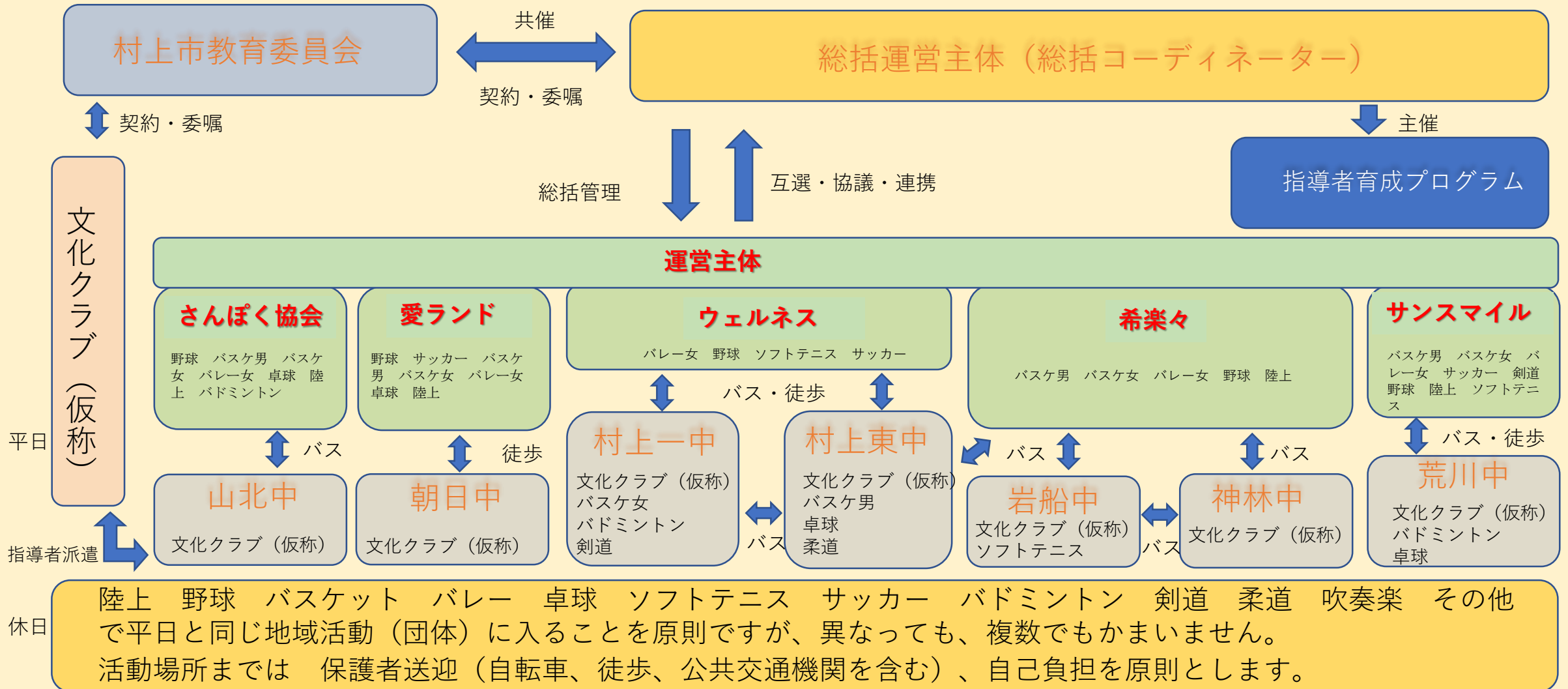
イ 平日は学校部活動で、休日は「地域クラブ活動」の「融合型部活動」

ウ 平日も休日もすべてが「地域クラブ活動」となる完全移行型の活動←学校部活動は募集停止で廃部となります。



部活動地域移行 最終イメージ

総合型地域スポーツクラブが運営主体となり、地域や中学校等と連携する



(4) 完全移行後の活動について

- ① 運営主体となる、NPO法人（さんぽくスポーツ協会、愛ランドあさひ、ウェルネスむらかみ、希楽々、サンスマイルあらかわ、村上市教育委員会）のいずれかに登録した、「地域クラブ活動」団体による活動となります。

「地域クラブ活動」は学校部活動のコピーではありません。平日の夕方4時頃から6時頃や休日の昼だけが活動時間とは限りません。原則として、平日1日、土日のうち1日の週2日の休養日を設定しますが、活動が週2日しかない等ということも想定されます。

(4) 完全移行後の活動について

- ② 参加費用や用具等はすべて自己負担です。ただし、経済的に困窮する世帯には国と村上市から支援を検討します。
- ③ 各中学校（エリア）ごとに、学校、保護者、地域総がかりで部活動の種目等を引き継ぐ「地域活動（団体）」を立ち上げて運営主体の傘下に入って連携することで、国や県、市からの助成を受け、会費を徴収できる団体となります。
- ④ 活動場所は、学校以外を原則とします。ただし、冬期間や天候等の関係で学校を活動場所にすることがあります。また、平日の「文化クラブ（仮称）」は原則は学校での活動となります。

※この計画通りに進むと…

○現小学6年生

… 中学1年、2年の2年間は、学校部活動での活動もあるが、
中学3年の4月からは、休日の活動は「地域クラブ活動」となります。

○現小学5年生

… 中学1年の1年間は、学校部活動での活動もあるが、
中学2年の4月からは、休日の活動は「地域クラブ活動」となります。

○現小学4年生（以降すべての学年）

… **中学入学時から、休日の活動はすべて「地域クラブ活動」となります。**

※すでに休日を地域移行している部や平日も地域移行している競技もあります。各中学校ごとの進捗に合わせて、上記よりも前倒しで休日が地域移行となったり、平日の活動も地域移行となったりする可能性があります。

完全地域移行に向けてお願い

(1) 村上市民総がかりで「地域活動（団体）」の立ち上げを！

村上市教育委員会学校教育課では、近い将来（おそらく令和9年度）、文科省の学習指導要領から「部活動」の文言がなくなり学校教育から切り離されると考えて、後手に回ることがないよう準備を進めています。

少子化に伴い、各中学校に配当される教員数が減少し、顧問教師を割り当てることができず、やむを得ず部活動を募集停止して廃部にせざるを得ない状態となっています。

すでに、学校によって選択できる種目等が少なくなり、多様な生徒のニーズに応えることができなくなっています。

完全地域移行に向けてお願い

(2) 指導者の確保について

- ① 「希望する教師」が「地域活動（団体）」の指導者として活躍できるように兼職兼業の手続きを進めます。その際中学校以外の市内外勤務の教師にも広報し募集をします。
- ② 「希望する教師」や「一般の希望する指導者」の集中や偏りを調整するために、総括運営主体がその役割を担います。希望者は総括運営主体に申し込んでください。
- ③ 平日の指導者が不足することが予想されます。専門的な指導は苦手でも、指導者育成プログラムを受講することで「公認指導者資格」を取得できます。是非、平日の夕方の2時間程度、お力をお貸しくください。若干の報酬が出ます。

完全地域移行に向けてお願い

④ 吹奏楽部の受け皿となる、NPO法人「村上吹奏楽団」（未定、仮称）を立ち上げたいです。中心となる方を探し、お願いをしたいと思います。

⑤ 運営主体に団体登録し、総括運営主体に指導者登録すれば、令和4年度に各中学校になかった種目も新たに選択できるようになります。

※スポーツ以外は、NPO法人の立ち上げが必要です。

<例>

硬式野球、硬式テニス、スケートボード、スノーボード、スキー、空手、少林寺、ボート、登山、アニメ 等

完全地域移行すると

- ① 運営主体と連携した、「地域クラブ活動」に所属して活動することになります。
 - ② 参加費用や活動用具は自己負担です。ただし、楽器等の場合は学校からの借用も可能です。
 - ③ 平日は可能な限りクラブバス（仮称）や下校バスが利用できるようにしますが、運営主体や所属する「地域クラブ活動」が独自にバスの運行をします。交通費についても自己負担です。
- ※ 村上市から総括運営主体と運営主体を通じて、各「地域クラブ活動」へは補助金等の支援を検討しています。
 - ※ 経済的に困窮する世帯については、国と村上市から個別の支援を検討しています。